

奈良県告示第二百七十六号

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒市高山町及び上町の各一部

高市郡明日香村大字檜前、大字平田、大字岡及び大字祝戸の各一部

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び関係市村都市計画

担当課

四 縦覧期間

令和六年十一月二十九日から同年十二月十三日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課に令和六年十二月十三日までに必着するよう提出すること。